

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料
(条例その他)

(令和3年2月25日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	神奈川県都市公園条例 新旧対照表	1
2	収入証紙に関する条例【県土整備局関係】 新旧対照表.....	3
3	神奈川県手数料条例【県土整備局関係】 新旧対照表.....	4
4	神奈川県建築基準条例 新旧対照表	32

1 神奈川県都市公園条例（昭和 32 年神奈川県条例第 7 号）新旧対照表

改正				現行			
別表第 3（第15条、第24条、第26条、第27条関係） 有料の公園施設の使用料				別表第 3（第15条、第24条、第26条、第27条関係） 有料の公園施設の使用料			
名称	区分	単位	金額	名称	区分	単位	金額
(削除)				相模三 川公園	パークゴルフ 場	1人1 回	高校生（中等 教育学校の後 期課程に在学 する者を含 む。以下同 じ。）以上の 者 200円 中学生（義務 教育学校の後 期課程及び中 等教育学校の 前期課程に在 学する者を含 む。以下同 じ。）以下の 者 100円
境川遊水 地公園	(略)	(略)	(略)	境川遊 水地公 園	(略)	(略)	(略)
別表第 4（第29条関係）				別表第 4（第29条関係）			
公園名		業務		公園名		業務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
境川遊水地公園		(略)		境川遊水地公園		(略)	
山北つぶらの公園		1 公園施設の維持管 理に関する業務 2 公園施設の運営管 理に関する業務		(新規)			
別表第 5（第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金				別表第 5（第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金			
名称	区分	単位	利用料金の上 限額	名称	区分	単位	利用料金の上 限額
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
保土ヶ谷 公園	プール	1人1 回	大人（中学生 （義務教育学 校の後期課程 及び中等教育 学校の前期課 程に在学する 者を含む。以下 同じ。）以上の 者） 310円	保土ヶ谷 公園	プール	1人1 回	大人（中学生 以上の者） 310円 小人（小学生 （義務教育学 校の前期課程 に在学する者 を含む。以下同 じ。）以下の者） 110円

改正				現行			
			小人（小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）以下の者） 110円				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
辻堂海浜公園	(略)	(略)	(略)	辻堂海浜公園	(略)	(略)	(略)
	交通展示館	個人	同	交通展示館	個人	同	20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。） 310円
							20歳未満の者（高校生を除く。）及び学生（65歳以上の者を除く。） 210円
							65歳以上の者及び高校生 100円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
相模三川公園	軟式野球場	同	1,060円	相模三川公園	軟式野球場	同	1,060円
	少年野球場	同	460円		少年野球場	同	460円
	多目的グラウンド	同	300円		多目的グラウンド	同	300円
	パークゴルフ場	1人1回	高校生以上の者 200円 中学生以下の者 100円		(新規)		
備考	(略)			備考	(略)		

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）【県土整備局関係】新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 (略)		1 (略)	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～20 (略)	(略)	1～20 (略)	(略)
21 (略) <u>敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u> <u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料</u> <u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u> (略)	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19	21 (略) <u>敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19
22～33 (略)	(略)	22～33 (略)	(略)

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）【県土整備局関係】新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金 額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金 額
1～48 （略）			1～48 （略）		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	（略）	(1)・(2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア（略） イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)（略） (イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 14万円 (ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 18万円 (エ)～(キ)（略）	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	（略）	(1)・(2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア（略） イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)（略） (イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 18万円 (ウ)～(カ)（略）

改 正			現 行		
		<p>ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 30万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 38万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p>			<p>ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 38万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p>
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分については、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方</u></p>	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分については、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正			現 行		
一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）		<p>メートル以内の建築物</p> <p>1万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</p> <p>1万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p>	一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p>
51 (略)			51 (略)		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ</p>	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ</p>

改 正			現 行		
場合を除く。)		<p>れ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">7万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p style="text-align: right;">9万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">15万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p style="text-align: right;">19万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	場合を除く。)		<p>れ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p style="text-align: right;">9万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p style="text-align: right;">19万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p>
53 都市の低炭素化の促進に関する法	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合 (同時に住宅部分の申請をする場合を含む。</p>	53 都市の低炭素化の促進に関する法	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合 (同時に住宅部分の申請をする場合を含む。</p>

改 正		現 行	
<p>律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>） 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 8,500円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 1万3,500円</p> <p>(エ)～(キ)（略）</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 8,500円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が</u></p>	<p>律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>） 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 1万3,500円</p> <p>(ウ)～(カ)（略）</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が</u></p>

改 正			現 行		
		<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>1万3,500円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>エ (略)</p>			<p>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>1万3,500円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p>
54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）<u>第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合</u>（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>次に掲げる非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>11万円</p> <p><u>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>15万円</p> <p><u>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>24万円</p> <p><u>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u></p> <p>31万円</p> <p><u>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上</u></p>	54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）<u>第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合</u>（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>次に掲げる非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>53万円</p> <p><u>イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u></p> <p>65万円</p> <p><u>ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上</u></p>

改 正		現 行	
	2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u>		2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>77万円</u>
	カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>44万円</u>		エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>87万円</u>
	(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 <u>2万6,000円</u>		<u>(新設)</u>
	イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>3万8,000円</u>		<u>(新設)</u>
	ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>9万5,000円</u>		ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物 <u>10万円</u>
	エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>14万円</u>		イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>15万円</u>
	オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>18万円</u>		ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>19万円</u>
	カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>22万円</u>		エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>23万円</u>
	(3) 建築物エネルギー消		(3) 建築物エネルギー消

改 正		現 行	
	<p>費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 (4) に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が <u>1,000平方メートル未満の建築物</u> 29万円</p> <p>イ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円</p> <p>ウ 床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 53万円</p> <p>エ 床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 65万円</p> <p>オ 床面積の合計が <u>1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 77万円</p> <p>カ 床面積の合計が <u>2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 87万円</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面</p>		<p>費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合 (4) に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 床面積の合計が <u>5,000平方メートル未満の建築物</u> 24万円</p> <p>イ 床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 31万円</p> <p>ウ 床面積の合計が <u>1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円</p> <p>エ 床面積の合計が <u>2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 44万円</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区</p>

改 正			現 行		
		積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</u> 3万1,000円 <u>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 4万3,000円 <u>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円 <u>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 15万円 <u>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 19万円 <u>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 23万円			分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物</u> 9万5,000円 <u>イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 14万円 <u>ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 18万円 <u>エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 22万円
55 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	(略)	当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) (略) (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	55 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	(略)	当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) (略) (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改 正		現 行	
ギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの <u>評価方法による</u> 申請又は請求をされた建築物 ((イ)に掲げるものを除く。)	ギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた建築物 ((イ)に掲げるものを除く。)
	8万7,000円		23万円
	(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの <u>評価方法による</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物		(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物
	1万9,000円		2万3,000円
	(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の <u>評価方法による</u> 申請又は請求をされた建築物 ((エ)に掲げるものを除く。)		(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた建築物 ((エ)に掲げるものを除く。)
23万円		8万7,000円	
(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の <u>評価方法による</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物		(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物	
2万3,000円		1万9,000円	
(削除)			イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅部

改 正			現 行		
					<p>分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物 ((イ)に掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: right;">37万円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">4万3,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物 ((エ)に掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: right;">15万円</p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">3万8,000円</p>
		<p>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル</p>			<p>ウ 追加する床面積の合計が2,000平方メートル</p>

改 正			現 行		
		ル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）			トル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）
56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあつては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ	56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあつては、同号ロ(1)又は同令第10条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円 (新設)

改 正		現 行	
	<p>一トル未満の建築物</p> <p>11万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>24万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p>31万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>37万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>44万円</p> <p>ウ 非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</p> <p>23万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</p> <p>29万円</p>		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>37万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>53万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p>65万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>77万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>87万円</p> <p>ウ 非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</p> <p>8万7,000円</p> <p>(新設)</p>

改 正		現 行	
	<p>(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ （略） ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に</p>		<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ （略） ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に</p>

改 正			現 行		
		適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額			適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額
57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>1万6,000円</u> (ウ) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> <u>2万7,000円</u> (エ)～(キ) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> <u>2万7,000円</u> (ウ)～(カ) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

改 正			現 行		
査（次項に該当する場合を除く。）		法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額	査（次項に該当する場合を除く。）		法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額
58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項又は第36条第1項の規定に基づく建築	(略)	(略)	58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築	(略)	(略)

改 正			現 行		
物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査			物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査		
59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。</u>）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>4万3,500円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ</p>	59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(1)又は同令第10条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。</u>）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>11万5,000円</u> <u>(新設)</u></p>

改 正		現 行	
	<p>一トル未満の建築物</p> <p>5万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>7万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>12万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p>15万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>18万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>22万円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</p> <p>11万5,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</p>		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>18万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>26万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p>32万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>38万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>43万5,000円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</p> <p>4万3,500円</p> <p>(新設)</p>

改 正		現 行	
	<p>物</p> <p><u>14万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p><u>18万5,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>26万5,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>32万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>38万5,000円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>43万5,000円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に</p>		<p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p><u>7万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>12万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>15万5,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>18万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>22万円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に</p>

改 正			現 行				
		<p>適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			<p>適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>		
60	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u></p>	60	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第30条第1項第1号から第3	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正		現 行	
号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。58の項に該当する場合を除く。)	<p style="text-align: right;">8,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;">1万3,500円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定</p>	号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。58の項に該当する場合を除く。)	<p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;">1万3,500円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定</p>

改 正			現 行		
		した金額			した金額
61 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>8万7,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 <u>11万円</u> (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>15万円</u> (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>24万円</u> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル	61 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>23万円</u> <u>(新設)</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>53万円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル

改 正		現 行	
	ル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>31万円</u>		ル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>65万円</u>
	(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u>		(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>77万円</u>
	(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>44万円</u>		(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>87万円</u>
エ	非住宅部分（ウに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	エ	非住宅部分（ウに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>23万円</u>		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>8万7,000円</u>
	(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>29万円</u>		(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> <u>15万円</u>
	(ウ) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> <u>37万円</u>		(ウ) 床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> <u>24万円</u>
	(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>53万円</u>		(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>24万円</u>
	(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物

改 正			現 行		
		<p style="text-align: right;"><u>65万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 1 万平方メートル 以上 2 万 5,000 平 方メートル未満の 建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>77万円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が 2 万 5,000 平方メ ートル以上の建築 物</p> <p style="text-align: right;"><u>87万円</u></p>			<p style="text-align: right;"><u>31万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 1 万平方メートル 以上 2 万 5,000 平 方メートル未満の 建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>37万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 2 万 5,000 平方メ ートル以上の建築 物</p> <p style="text-align: right;"><u>44万円</u></p>
62 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する法律第 41条第1 項の規定 に基づく 建築物が 建築物エ ネルギー 消費性能 基準に適 合してい る旨の認 定の申請 に対する 審査（当 該建築物 が建築物 エネルギー 消費性能 基準に適 合してい ること につき、 あらかじめ登録住 宅性能評 価機関等 による審 査を受け た場合、 当該建築 物につい	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 の部分について、次に 掲げる建築物の部分の 区分に応じそれぞれ次 に定める金額を合算し た金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満の建築 物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1万6,000円</u></p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満の建 築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2万7,000円</u></p> <p>(エ)～(キ) (略)</p>	62 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する法律第 36条第1 項の規定 に基づく 建築物が 建築物エ ネルギー 消費性能 基準に適 合してい る旨の認 定の申請 に対する 審査（当 該建築物 が建築物 エネルギー 消費性能 基準に適 合してい ること につき、 あらかじめ登録住 宅性能評 価機関等 による審 査を受け た場合、 当該建築 物につい	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 の部分について、次に 掲げる建築物の部分の 区分に応じそれぞれ次 に定める金額を合算し た金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満の建築 物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2万7,000円</u></p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p>

改 正			現 行		
て都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。)			て都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。)		
63 建築物のエネルギー消費性能の向	(略)	当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に	63 建築物のエネルギー消費性能の向	(略)	当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に

改 正		現 行	
<p>上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^アに該当していることを証する書面の交付</p>	<p>定める金額を合算した金額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">8万7,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">1万9,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</p>	<p>上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^アに該当していることを証する書面の交付</p>	<p>定める金額を合算した金額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">23万円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">2万3,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</p>

改 正		現 行	
	<p style="text-align: right;"><u>23万円</u></p> <p>(エ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2万3,000円</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>8万7,000円</u></p> <p>(エ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1万9,000円</u></p> <p>イ <u>追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅部分</u> 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物</u> ((イ)に掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: right;"><u>37万円</u></p> <p>(イ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>4万3,000円</u></p> <p>(ウ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等</u></p>

改 正			現 行		
		<p>イ 追加する床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以上の非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>			<p>を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（<u>（エ）に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>15万円</p> <p>（エ） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p>3万8,000円</p> <p>ウ 追加する床面積の合計が<u>2,000平方メートル</u>以上の非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>
64～66 (略)			64～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

4 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条～第3条（略） （大規模な建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第4条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その延べ面積の合計をいう。第3章を除き、以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路（<u>法第43条第1項各号に掲げるものを除く。</u>第52条の7を除き、以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>第4条の2～第15条（略） （共同住宅等の階段）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が<u>200平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。</u> （共同住宅等の主要な出口）</p> <p>第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第19条第1項において同じ。）は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路に限る。第52条の6及び第52条の17の2を除き、以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 <u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて次の表に定める幅員」とあるのは、「90センチメートル」とする。</u></p> <p>3 第1項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分（以下この項において「区画部分」と</p>	<p>第1条～第3条（略） （大規模な建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第4条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その延べ面積の合計をいう。第3章を除き、以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路（<u>自動車のみの交通の用に供するものを除く。</u>第52条の7を除き、以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>第4条の2～第15条（略） （共同住宅等の階段）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2（略） （新規）</p> <p>（共同住宅等の主要な出口）</p> <p>第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第19条において同じ。）は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路に限る。第52条の6及び第52条の17の2を除き、以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2）（略） （新規）</p> <p>2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分（以下この項において「区画部分」とい</p>

改 正	現 行
<p>いう。)は、<u>第1項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。</u></p>	<p>う。)は、<u>前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして前項第1号の規定を適用する。</u></p>
<p>第17条・第18条 (略) (長屋の出口)</p>	<p>第17条・第18条 (略) (長屋の出口)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>2 <u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「3メートル(2以下の住戸の専用の通路については、2メートル)」とあるのは、「90センチメートル」とする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第20条～第51条の2 (略) (適用の特例)</p>	<p>第20条～第51条の2 (略) (適用の特例)</p>
<p>第51条の3 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第2項、<u>第16条の2第3項</u>、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2第2号の規定(次項において「<u>耐火性能関係規定</u>」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>	<p>第51条の3 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第2項、<u>第16条の2第2項</u>、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>
<p>2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第1号の規定(以下この項において「<u>防火区画等関係規定</u>」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、<u>これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</u></p>	<p>2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備と<u>みなす。</u></p>
<p>第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)</p>	<p>第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)</p>
<p>第52条の20 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するために<u>建築し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅</u>(当該住宅に設</p>	<p>第52条の20 知事が特に認める災害の被害者が自ら居住するために<u>建築する延べ面積100平方メートル以内の住宅</u>で、その災害が発生した日から6月</p>

改 正	現 行
<p>ける建築設備を含む。)又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁で、その災害が発生した日から2年以内に法の規定による確認、認定又は許可の申請をしたものについては、当該申請に関する別表に規定する手数料は、免除する。</p>	<p>以内に法第6条第1項の規定による確認の申請をしたものについては、当該申請に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る中間検査申請等手数料は免除する。</p>
<p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(3) <u>知事が公益上必要があると認める場合前条の規定による額の5分の1以上の額で知事が別に定める額</u></p>
<p>3 <u>前2項に規定するもののほか、知事が特別の事由があると認めるときは、別表に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第53条～第55条 (略)</p>	<p>第53条～第55条 (略)</p>
<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p>	<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p>
<p>第56条 (略)</p>	<p>第56条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第5項から第7項までにおいて同じ。)</u>の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 <u>法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る新築(用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時(法第3条第2項の規定により第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次項において同じ。)における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築については、</u></p>	<p>5 <u>法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る建築(政令第137条の8各号に定める範囲内の増築又は改築及び建築物の用途を変更しない建築で、建築後における延べ面積が政令第137条に規定する基準時(次項において「基準時」という。)における当該延べ面積を超えないものに限る。)</u>については、第52条の9の規定は、適用しない。</p>

改 正			現 行		
<p>第52条の9の規定は、適用しない。</p> <p>6 法第3条第2項の規定により、第52条の10の規定の適用を受けない建築物に係る<u>新築、増築又は改築で新築、増築又は改築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないもの</u>については、同条の規定は、適用しない。</p> <p>7 法第3条第2項の規定により、第52条の6、第52条の7又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物の用途の変更については、これらの規定は、適用しない。</p> <p>第57条～第59条 (略)</p> <p>別表(第52条の19、第52条の20関係)</p>			<p>6 法第3条第2項の規定により、第52条の10の規定の適用を受けない建築物に係る<u>建築(建築物の用途を変更しない建築で、建築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないものに限る。)</u>については、同条の規定は、適用しない。</p> <p>(新規)</p> <p>第57条～第59条 (略)</p> <p>別表(第52条の19関係)</p>		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～21 (略)	(略)	(略)	1～21 (略)	(略)	(略)
21の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料	16万円	(新規)	(新規)	(新規)
21の3 法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円	(新規)	(新規)	(新規)
21の4 (略)	(略)	(略)	21の2 (略)	(略)	(略)
21の5 (略)	(略)	(略)	21の3 (略)	(略)	(略)
21の6 (略)	(略)	(略)	21の4 (略)	(略)	(略)
21の7 (略)	(略)	(略)	21の5 (略)	(略)	(略)
21の8 (略)	(略)	(略)	21の6 (略)	(略)	(略)
21の9 (略)	(略)	(略)	21の7 (略)	(略)	(略)
22～42 (略)	(略)	(略)	22～42 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		